

『住民と自治』(通巻 618 号)10 月号付録 2014 年 10 月 1 日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

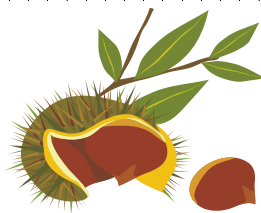
とちぎ地域・自治研究所 所報 第141号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

- 【新理事から一言】この頃思うこと 片桐 雅義 ----- 2
- 消費税増税・社会保障解体・法人税減税(上) 熊澤 通夫 ----- 4



第11期とちぎ自治講座：地方議員研修会

◆日時 11月9日(日) 午前10時から

◆会場 パルティ(とちぎ男女共同参画センター) 研修室304

◆内容 ☆講座①(10:00~12:30)

「国保財政の現状と広域化問題～社会保障としての国保の健全な運営」

☆講座②(13:30~16:00)

「自治体の子育て支援策～保育新制度での自治体の責任」

※講師は選任中、詳細は次号でお知らせします。

2014年度第1回理事会開催

8月30日(土) 午後6時から県弁護士会館で2014年度第1回理事会を開催しました。

理事会では、5月30日の定期総会以降、栃木初の「まち研」小山市民自治研究会の発足や第56回自治体学校への参加状況、理事長の塩谷町長との懇談などの事業経過の報告、次いで、最近の地方創生をめぐる国の動き等について意見交換を行いました。そして、今年度の、主要事業として、①11

月(9日)に地方議員研修会を「国保財政・広域化」と「子育て支援・自治体の責任」をテーマに、②12月6日にとちぎ自治講座:特別編「安倍内閣の教育改革」を、③1月下旬を目途にとちぎ地域・自治フォーラムの開催、テーマは国の地方創生を巡る動きに対して全国研で取り組む調査研究も視野にいてこれからのまちづくりの方向について検討することなどを確認しました。

この頃思うこと

片桐 雅 義 (理事・宇都宮大学名誉教授)

今年度、新しく理事になりました。自己紹介を兼ねていろいろ考えていることを綴ってみようと思います。

原発のこと

父親の転勤に伴って幼少期は転々としました。一番長く、一番楽しかった思い出があるのは小二の秋から中一まで過ごした福島県富岡町です。その富岡町は福島第一原発の事故によって現在全町民が避難を余儀なくされています。中学校の恩師は第一原発のある大熊町に住んでいらっやって、しばらく消息不明でしたが、転々とされた後いわき市に落ち着かれたことがわかって、会いに行きました。そのとき先生が、「原発のおかげで町が潤って恩恵を受けたのだから、恨み言など言うべきではない」とおっしゃったのが心に残りました。

しかし、それは原発を肯定するという事ではないと私は理解しました。こういうリスクも覚悟の上で引き受け、恩恵も受けたのだから、いまさら恨み言など言うべきでないということだと思います。それにしても、この事故による被害は余りにも大きく、もとの暮らしにもどるのはほとんど不可能です。人生設計を根底から覆された方々が数多くいらっやいます。重要なエネルギー源だからといってこんなにリスクの大きいものを稼働させていいのかと思います。政府は老朽化した原子炉の廃炉を支援する方向という報道がなされています。巨額の費用をかけ30年以上の年月をかけなければ廃炉にできない、それを国が支援しなければならぬというのでは、原子力発電が安価だというのは全くの偽りでしょう。

子育てのこと

現在、ある保育園で週2日、ホームペー

ジの維持管理などコンピュータ関係の仕事をしています。保育に関わっているわけではありませんが、門前の小僧というわけで、子育ての現状についていろいろと勉強になることがあります。

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。目玉は、いわゆる幼保一元化です。文科省管轄下の幼稚園と厚労省管轄下の保育所を融合した形で、すべての子どもが適切な養育・教育を受けることができるようにしようというものです。

ひとつのポイントは、「教育」です。保育所は従来「保育に欠ける児童」の養護にあたるという位置づけでしたが、平成20年に改定された「保育所保育指針」では、教育が前面に打ち出されました。もちろん、保育所が教育を行って来なかったわけではありませんが。「養護と教育の一体的な実施」が明確にされたわけです。

さて、「待機児童」はなかなか減りません。保育園には、産休明けあるいは育休明けからぜひ子どもを保育園に入りたいという親御さんたちが、毎日のように電話を掛けてきて、見学に来ています。園では、もう定員いっぱいでも受け入れられないというような対応をしばしばしています。保育園に入れられるかどうか心配せず、安心して出産が出来るようにならないものかと思います。切り札として考えられたであろう、幼稚園から保育機能も備えた「認定こども園」への移行がなかなか進みそうもないという報道がなされています。少子化が問題とされいながら保育園になかなか入れないというのは、なんとも矛盾した状況です。

待機児童解消の方策として、保育園の運営を企業にも認めるという規制緩和がなさ

れました。これについては自治体によって対応が非常に異なっているようです。これについて、質の低下につながるという議論があるようですが、私は必ずしもそうは思いません。要は基準に従った保育がなされているかどうかです。社会福祉法人に対しても細かな監査が行われています。企業が運営の場合にも定期的な報告、厳しい監査によってレベルを保つことは可能でしょう。

もうひとつ、保育園で感じることは、各家庭の状況の違いです。両親ともに高額所得の家もあれば、大変苦しい生活だと推測される家庭もあります。保育園はそういう家庭を支えるひとつのセーフティネットであるわけですが、子どもたちが等しく養護・教育を受けることができるようになって欲しいと思います。

発達障害のこと

現在、ボランティアとして週2日、発達障害児の学童保育に参加しています。法律上は「発達障害」は「知的障害」と区別されていますが、ここでは広い意味で、知的障害も含めて発達障害と表現しています。具体的にはある特別支援学校の小学・中学高等部を中心として10人くらいの子供たちと放課後、一緒に遊んだりしています。

このボランティアを始めたのは、私のもとで大学教員で行動心理学を専門としているからです。行動心理学は「心の深層」などとは全く正反対に、客観的な行動のデータに基づいて論じようとする心理学です。人によっては、それじゃあ心理学ではないという人もいますが、行動を対象とすることによって、乳幼児も、さまざまな障害を持った方々もその範囲に含まれることになります。実際、特別支援教育において、行動心理学は非常に効果的に応用されています。

約40年前、自閉症が日本で社会的注目を集めていた頃、東大病院に小児神経科が出来、デイケアセンターに自閉症とダウン

症の子どもたちが通ってきていました。半分勉強、半分ボランティアのような形で3年くらい、そこに参加していました。その後この分野の仕事をする機会はなくなったのですが、退職後何か役に立てるのではないかと考えて始めたボランティアです。

放課後を安全に過ごしてもらおうということが趣旨の学童保育ですが、私の知識と経験が少しでも発達・成長の助けになればと思っています。こちらの働きかけや対応によって行動に変化が現れたときには、それは私の喜びになり、また何かしてあげたいと思います。

この他に、発達障害のお子さんを持つ親の会やある作業所の行事にお手伝いに行くことがあります。学童保育の親御さん、他の会の親御さんを見ていると、皆さん本当にがんばっていらっしゃるなあと感じます。でも、そのがんばりは将来への不安・心配の裏返しであろうと思います。自分がいなくなった後も子どものことを心配しなくて済む世の中であって欲しいと思います。

3つのことについてとりとめのないことを綴ってきました。いずれも、公(国・自治体)と私(個々人の生活)の関係の問題を含んでいます。国の経済のためと言ってリスクを一部の人に押し付けてよいものでしょうか。支援を必要とする人々にもっと手厚い策をとれないものでしょうか。こういって、予算がない、財政難だと言われそうですが、ちゃんとこういうところに使われるのであれば、税金が上がることを私は厭いません。

雑駁で幼稚な文章を綴ってしまいました。専門の立場の方からは、間違っているとお叱りを受ける点があるかもしれません。ご教示をいただきながら勉強していきたいと思っています。

消費税増税・社会保障解体・法人税減税 (上)

熊澤通夫 (経済評論家)

目次

はじめに

I、一体改革の基本的な仕組み

II、社会保障制度の解体～自立が基本、公費は「補完」～ (以上、本号)

III、法人税減税等～成長戦略の実施と新しい増税段階～ (以下、次号)

むすび ～対抗軸～

はじめに

今日のテーマは、「消費税増税・社会保障解体・法人税減税」と三題話みたいですが、どういうことかという、消費税は増税になる、しかし社会保障はよくなる、これが一体改革で、「解体」という言葉を使っています、これは社会保障の切り捨てとか水準の引き下げということではなくて、社会保障の理念の転換が起きているという意味です。消費税増

税と社会保障解体が一体改革で、そこには今度は安倍首相が、法人税減税を言い出してきました。この法人税減税は、日本の税制改革を新しい水準に持ち上げるだろう、新しい増税の時代を作る危険性があるという意味でこの三題話にしたわけです。

今日は時間が限られていますので、消費税増税と社会保障の一体改革に焦点を当てながら、話したいと思います。

I、一体改革の基本的な仕組み

1. 経過

消費税が増税になり、社会保障解体の法整備が進んでいる

一体改革の基本的な仕組みですが、これは案外知られていないですけれども、一昨年8月21日に3党合意で作られた「消費税増税等の税制抜本改革法」(仮称以下、消費税増税法)とほぼ同時に「社会保障改革推進法」ができています。この2本が一体改革の基本法です。

この法律に基づいて2014年4月から消費税税率3%引上げ、2015年10月から更に2%引上げ(計5%引上げの増税)が予定されているということです。レジメにある後の2つ、2014年度税制改革での復興法人特別税の廃止と、「成長」のための租

税特別措置拡充は省きますが一つだけ注意しておいてほしいのは、2014年度税制改革で「法人住民税の国税化と交付税財源化」というのがあります。それは、地方税制改革にとっては、非常に重要な改革で、地方が法人住民税を2分の1に圧縮して、国にあげちゃったことです。そして国はその全額を地方交付税に変えました。これは、法人住民税の税収が一番多いのは東京都なので、都会から税金を吸い上げて地方にバラマクという地方間財源再配分の仕組みです。この仕掛けが今後大規模化していく可能性があります。これが法人税減税と結びつい

てくるということで、注意が必要です。

本題に戻って、「社会保障改革国民会議」が社会保障推進改革法に基づいて発足しました。メンバーの多くが安民法制懇と同じように安倍首相のお仲間であります。この社会保障改革国民会議が、去年8月6日に内閣総理大臣に報告書を提出し、政府はそれを受けて10月1日に法制上の骨子を閣議決定、10月15日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下、プログラム法）を国会上程しました。これは、子育て、医療、介護、年金の4つについての包括的な制度改

正の法律ですが、昨年臨時国会で成立しています。それを受けて、今年2月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（以下、医療介護総合法）が国会に上程されておりまして、この前、衆議院で強行採決をされて近く成立する予定であります（※6月18日成立）。

こんなことで、消費税増税を決めておいて、社会保障関係の解体に繋がる大規模な改正の法律が成立しているというのが現状です。

2. 一体改革の3目標

一体改革は社会保障充実を目的にしている

一体改革は社会保障充実を目的にしているということを何故強調しているのかということです。消費税が上がったから社会保障が良くなるはずだという話をよく聞きます。しかし誰もそんなことは約束していません。これは国民の方の思い込みです。消費税を作るときに、「高齢化社会に備えるために」だと言われました。これを、「高齢化社会のために」という読み違いがあったと同様、高齢化社会が来るから社会保障を良くするために、消費税を作るという読み違いをやった人がいる。今度の場合の一体改革も同じです。

レジメに「一体改革は社会保障充実を目的にしている」と書いてあります。では

一体改革の目標は何かというと、先程の消費税増税法に3つ掲げています。一つは、社会保障の安定財源確保、二は、財政再建、三が法人税減税、公共投資の増額等の成長資金を作ることです。念のために条文を下に書いておきました。

このうち附則は重要な修正、追加です。これは当初原案にはなかったんです。国会審議が始まる前に3党合意で行われた。これを見ると、最初は社会保障の「安定財源の確保」、2番目の「財政再建に使う」は赤字の穴埋めに使うということです。附則で3番目に「成長資金を作る」と書いてあるわけです。どこにも社会保障を充実するとは書いていない。

* 「社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成」（消費税増税法第1条）。

* 「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。」（消費税増税法附則第18条2項）

3. 「消費税はすべて社会保障費に使う」意味

改革には増税額の10%程度、付替えが中心

「改革には増税額を10%程度、付け替えが中心」とレジメに書きましたが、平成26年度の一般会計予算では、消費税増税見込額5.1兆円程度、社会保障の「充実」に5000億円程度で、そのうち国が出すのは2200億円程度です。ですからほとんど社会保障の改善には使われないんです。改善に使われるものの内訳は次のとおりです。

- ① 子ども子育て ～3000億円
- ② 医療・介護サービス提供体制改革
～1000億円程度（基金）
- ③ 医療保険の低所得者保険料軽減措
～600億円程度
- ④ 高額医療費の低所得者対策
～50億円程度
- ⑤ 難病・小児慢性特定疾患の医療費助成
～300億円程度
- ⑥ 遺族年金の父子家庭への拡大
～10億円程度

5000億円のうち、3000億円が子育てです。これは非常に重要な意味を持っていて、社会保障費は、これからは子育てには使うけれども高齢者の方は遠慮してもらうという象徴的な意味をこの数字は持っている。

それから消費税率10%の時の増税分の使い途はどうなるかという政府の試算では、

- ① 社会保障の充実 2.8兆円程度
- ② 消費税増税による政府の負担増
8000億円程度
- ③ 基礎年金の国庫負担等
3.2兆円・・・つなぎ公債分
- ④ 消費税で代替した財源 7.3兆円程度
・・・公債又は消費税以外の税金

③+④=10.5兆円が、公債発行額（財政再建）の抑制や成長等のための財源に変わるわけです。

消費税率5%から10%の増税でどれだけ増収になるかという、だいたい14兆円です。この増税分をどう使うか、政府の試算ですけれども、14兆円のうち社会保障の充実には2.8兆円だということです。

これがいわゆる改善に向かう部分です。消費税増税による政府の負担増というのがあります。政府が買う物にも消費税が掛かっているわけで、増税になれば、政府の負担も増えるわけです。それが8000億円程度ということです。それから去年までは基礎年金の3分の1と2分の1の差額の負担は国債でやっていました、それを消費税につけ替えますよと、これが3.2兆円です。それから、消費税で代替した財源で、今までほかの税目で社会保障費を賄っていたものを引き上げて消費税に付け替えますよというもので、7.3兆円程度です。そうすると、14兆円増えるけれども、少なくとも10兆円は、他の財源に回るわけです。このように付け替えて回すというのが政府の説明です。

その次に、社会保障に使うといっている2.8兆円ですけれども、本来は3.8兆円程度かかるけれども、1.2兆円は効率化してくださいという意味です。

これも財務省や厚生労働省がよく使う表です。これを読むときに医療と介護は、ほうっておくと、1年間に1兆円ずつの自然増が起きる、この自然に増える部分を切れというのが▲の0.7兆円、0.5兆円です。そうすると子どもは「効率化」、節約をするけれども「少子化対策は切りません。医療と介護のほ

・社会保障の改革財源～3. 8兆円程度、効率化による減額～1. 2兆円～

充 実	効 率 化
子ども子育て 0.7兆円程度	-
医療 ～1.4兆円程度	▲～0.7兆円程度
介護 ～1兆円程度	▲～0.5兆円程度
年金 ～0.6兆円程度	

うで切っています。それで、先程申上げた医療介護総合法ですけれども、この法律で下げるとするのがこの表にはまってくるわけです。

ここで分かりいただきたいことは、一体改革というのは、一体改革で消費税を上げたけれども、改善に使うのはごく一部で

す。それは子育ての方に重点的に配分されていきますということです。医療や介護の分野は、自然に増加する部分を含めて、削減しますよと。残ったお金は、成長資金に使いますよということになるわけです。これが法律の仕組みです。

4. 公費負担の全額を消費税化による増税～目的税化とは

公費負担分を消費税で賄うにはさらに増税が必要！10%は一里塚

給付 総計 110.6 兆円 (GDP 比 22.7%。2013 年度予算ベース)

年金 53.5 兆円 (48%) 医療 36.0 兆円 (33%) 福祉その他 21.1 兆円 (19%)

注 福祉その他の内、介護 9.0 (8.2%) 子ども子育て 4.9 兆円 (4.5%)

負担

保険料 62.2 兆円 (56%) 税 41.0 兆円 (37%、うち国税 19.7 兆円) 積立金運用益 7.4 兆円 (7%)

(1) 社会保障の給付と負担

次に4番目ですけれども、少し丁寧に書いてみました。社会保障には給付と負担があります。「公費負担分を消費税で賄うにはさらに増税が必要！10%は一里塚」とはどういうことかということ、社会保障の給付は、2013年度のベースで110.6兆円あると計算されています。GDP比で22.7%です。このうち53.5兆円が年金です。医療が36

兆円、介護が9兆円、子ども子育てが4.9兆円、後はその他で生活保護費とかがあります。

これを何で負担しているかということ、主力は医療保険とか介護保険とかの保険料で、62.2兆円です。それから税金で41兆円、うち国税が19.7兆円で、年金の積立金の運用益が7.4兆円となっています。

(2) 全額使う意味＝社会保障の目的税化＝社会保障給付費に消費税を充てるという意味

* 社会保障費に充てる消費税額＝14兆円＋7.5兆円＝21.05兆円

社会保障に充てている公費約41兆円。上記との差額約20兆円（財務省の資料では19.3兆円）がこれからの抑制、増収の対象。

* 消費税率 10%は一里塚という意味。

社会保障給付費の財源のうち、公費部分は、原則として消費税に置き換える。公費負担分は 2012 年度 40.6 兆円から 2020 年度 52.9 兆円、2025 年度 60.5 兆円に増加（「社会保障に係る費用の将来推計について」24 年 3 月 厚生労働省）

* 中期財政計画（国際公約）。2020 年度に基礎的財政収支を均衡させる。消費税率を 10%にしても 10 兆円～14.8 兆円の財源不足（名目成長率 3.6%～1.8%財務省試算）

財務省のポスターにも消費税の収入は全額社会保障費に使いますと書いてありますが、「全額使う」という言葉の意味は、この公費負担に使うということです。全額使うというのは、社会保障の「目的税化」として消費税を使うということで、「目的税」ではないんです。これは社会保障給付費に消費税を充てるという意味です。そうしますと、社会保障費に充てる消費税額は、増税額の 14 兆円と 5%の時代の国の消費税の収入額約 7 兆円（地方交付税と地方消費税に流れているものですから国税の一般会計に入ってくる消費税額は 7 兆円です。）を足すと、21 兆円というのが社会保障に充てられる消費税額になります。約 41 兆円が今社会保障に使っている税金です。その差額はどうなるのか、この差額が将来の

消費税の増税原因になるんです。だから日本の消費税はやはり 2 桁だの 20%だよねという話がよく出ています。要するにこの差額です。だから、消費税 10%は一里塚ということなんです。

しかも、社会保障費は年々上がっていきます。そうすると必要な増税額も上がっていきます。経済成長がどれくらいになっていくかによって自然増収がありますから、税率に換算は難しいのですが、ここで確実に言えることは、消費税を社会保障目的税化して、社会保障給付費のうちの公費負担分を消費税に置き換えるということになると、消費税率は 20%近い数字が出てくるということです。そして、今消費税以外で使っている税金が、財政再建と成長資金に変わってくるということです。

II、社会保障制度の解体～自立が基本、公費は「補完」～

1. 基本的な考え方の転換

自立・自助が基本。25条の実質改憲

それでは、社会保障のどこが変わったのかということです。社会保障制度の解体といったのは、日本の社会保障は「自立が基本、公費は『補完』」という見だしを付けておきましたけれども、基本的な考え方の転換が起きているということです。今までは増税の話をしてきた

んですけれども、今度は増税だけではなくて社会保障給付費も切り詰めていくという話です。公費負担も上げるけれども、社会保障給付費も切り詰めていくというやり方について次にお話をするわけです。

先程、基本法の一つであるといった社会保障
推進法はどう書いているか。

* 「社会保障制度改革は、一、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。二、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制」する（第2条）

この条文の解説によると

* 「国民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという『自助』を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである『共助』が自助を支え、自助や共助では対応しきれない困窮などの状況については、受給要件で定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの『公助』が補完する仕組みとするものである。

この『共助』の仕組みは・・・社会保険方式を基本とするが、これは、いわば自助を共同化した仕組みといえる。

したがって、日本の社会保障制度においては、国民皆保険・皆年金に代表される『自助の共同化』としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度生活保障を行う『公助』は自助・共助を補完するという位置づけとなる。」（社会保障制度改革推進会議報告書 2013年8月6日）

これは普遍的人権保障を棄てた救貧思想そのものです。ごく限られた貧しい人だけを税金で救うけれども、他の人は自立しなさいよと、自立・自助でいきなさいよということ。それから、お互いにお金を出

し合って社会保険でいきましょうと。税金は使わないようにしましょうということ。こういうのを讀むと、それでは日本国憲法との関係はどうか。憲法との関わりでいうと、

* 日本国憲法第25条は、(1)「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。これは国民には生存権があり、国家は生活保障の義務があるという意味」（社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」（昭和25年10月6日）

それで厚生労働省は、「日本の社会保障制度の体系は、上記の考え方を基本に発展してきた」ということを平成24年版「厚生労働白書」で書いています。

ということは、「一体改革」で日本国憲法第25条の理念の転換が起きていると読むのだろうかということになります。

2. 進む具体化（「プログラム法」、「医療介護総合法」等）

昨年の臨時国会で「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関

する法律」（プログラム法）が成立しました。この法律では、2014年度から2019年

度までの5カ年度につき、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度を項目ごとに改革の方向と工程表を定めています。

今年2月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（以下、医療介護総合法という）が国会に上程され成立しました（6月18日）。これらの中から社会保障解体となる主な内容をピックアップすると以下ようになります。

(1) 医療制度改革

○ 病床の機能分化、連携強化、在宅医療、在宅介護の推進 ⇒入院規制

「入院規制」というところに軸があります。救急医療を大病院に集中します。現在1対7のベッド数の削減をやり、この2年間で、36万床から27万床へ9万床削減します。目的は、診療報酬の削減です。

○ 都道府県の役割強化

これはあまり知られていないですが、国民健康保険の運営を市町村から都道府県へ移管します。賦課・徴収等は市町村の業務です。移管すると同時に、都道府県ごとの医療費の公表を制度化します。そうすると、医療費削減の都道府県間競争が起きます。今一番高いのは福岡県、一番低いのが長野県です。低いところに合わせようという保健計画が出てきます。

○ 医療計画の作成

都道府県知事が医療計画を作成しますが、ここに病床区分が入ってくるんです。今1次、2次、3次の医療圏がありますけれども、特に2次医療圏を中心に医療計画を作ります。そうすると、ここでベッド数削減が出てくる可

能性が強いんです。これは基本的に、入院で死ぬな、死ぬのは在宅だと。要するに在宅重視の思想が強烈に出てくるはず。この計画に従わなかったらどうするかというと、都道府県知事は、当該医療機関に対して是正を勧告することができます。従わなかったら、病院の名前を公表するというのが法律に入っている。医療をここまで上から規制しようとするのは、戦後初めてだろうと思います。

(2) 介護制度改革

介護保険制度では、介護予防等の自助努力、在宅介護の推進などによって施設介護を制限してくるといのがこれからの流れだろうと思います。来年から要支援1、2が地域支援事業へ移管されます。地域というのは財政格差がものすごく大きいんです。お金があるところは地域支援事業にお金を使って保障できるんですが、お金のない市町村ですと、この地域支援事業がうまくいくのかという危惧をしています。

それから、特別養護老人ホームへの入居基準を介護度3以上に制限します。

(3) 医療・介護の自己負担

医療・介護の自己負担は、全体として引上げです。ただし、「貧困者対策」として低所得者の負担軽減がついていますが、こちらの方には「救貧対策」という意味での世論操作があります。

○ 平成26年度から平成29年度までを目途に順次実施

- ・ 70歳～74歳までの人の窓口自己負担金を1割から原則2割へ引き上げ
- ・ 大病院への外来受診抑制（紹介状がない場合には定額負担上乘せ）。

～ これは大学病院なんかが中心ですけども、大病院に紹介状を持たないで行った場合には、初診料以外に加算を取るんです。1万円にするかという話もありますが、現在は取るか取らないか、幾らにするかということは医療機関の自主性に任されています。これを強制してくるということです。

- ・ 在宅療養とのバランスから入院に関する費用の引上げ ～これは何が狙われているかという、食事料の自己負担の引き上げです。
- ・ 一定金額以上の所得者の利用料金引き上げ ～これは介護の施設利用の引き上げです。高齢者医療制度では、3割、1割になっています。それを介護の世界に持ち込もうというものです。
- ・ 特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給要件に資産基準を導入 ～介護保険では、所得の低い入所者に対して食費などを補充しています。これは住民税非課税世帯だという所得基準でやっているものですが、これに資産基準を持ち込もうということです。預金が一千万以上あったら補助を出さない方針です。
- ・ 指定介護福祉施設サービス費の支給対象見直し ～これも自己負担を増やすということです。

以上の(1)から(3)あたりまでが現在具体化しつつある内容です。次の(4)年金、その他はこれから起きるかもしれないという問題です。

(4) 年金、その他

○ 年金水準引下げ等

- ・ 物価下落中の年金取り戻し(2.5%)

⇒実施中

・ マクロ的経済調整のデフレ下の適用

～ 労働人口が減少する、高齢化が進むと、自動的に年金が下がる仕組みになっています。これをマクロ的経済調整といいますが、これは物価が下がっているときは、適用できないんです。それを物価が下がっているデフレ下でも適用できるようにするということが検討されているということです。

- ・ 年金支給年齢引上げ ～支給年齢を65歳から67才とか68才にという人が最近増えてきていますが、80歳などと酷いことをいう人もいますが、諸外国の例でも67才とかという例が出ていることから、その辺りの議論がこれから具体化するだろうと思います。

・ 一定以上の所得層への支給額抑制

～一定以上というのがどのくらいなのか分からないのですが、例えば現役世代の平均賃金よりも上の所得層については、年金を全額支給しない。

・ 国保料(税)の徴収強化

～これは今起きていることでもあります。

- ・ 生活保護費引下げ ～生活扶助が引下げられて、現在、教育扶助の引き下げが検討されています。それから、申請抑制が起きています。

これらを見ると、よくもこれだけ考えたと思うんです。社会保障全体について解体の内容が明確に出てきているというのが現状であります。

(本稿は、講演録をもとに事務局が編集した原稿に、講演者が一部修正して作成したものです。文責は事務局にあります。)

自治
選書

地方自治のしくみと法



新刊!

(著者) 岡田正則 (早稲田大学教授) 榊原秀訓 (南山大学教授)
大田直史 (龍谷大学教授) 豊島明子 (南山大学教授)

A5判 196頁 本体 2200円

地方自治体は地方自治の本旨の基本原則のもとに、憲法92条から95条と地方自治法にもとづいて運営されます。自治体が、住民の暮らしと権利を守り発展させる使命をどのように具体化していくか。憲法を活かすための、最も新しい地方自治法テキスト。

目次	第1章 地方自治の理念と歴史	岡田正則	第4章 地方議会と執行機関の活動	榊原秀訓
	第2章 地方自治体の事務と条例制定権	大田直史	第5章 自治体運営のしくみと方法	岡田正則
	第3章 住民の権利と住民自治のしくみ	豊島明子	第6章 行政を動かす者—公務員と公務関連労働者	榊原秀訓

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/
E-mail info@jichiken.jp

第28回 市町村議会議員研修会

10月27日(月)~28日(火)

in 東京

人口減少時代の子育て・高齢者・暮らし

会場：中央大学駿河台記念館(お茶の水)

1日目●10月27日(月) 13:10~17:30

記念講演 I ○人口減少時代の子ども・子育て支援

中山 徹氏(奈良女子大学教授)

記念講演 II ○高齢者の社会的孤立の実態と自治体の支援の政策課題

河合克義氏(明治学院大学教授)

2日目●10月28日(火) 9:10~15:00

特別講義 A 子ども・子育て支援新制度本格実施を前に

杉山隆一氏(佛教大学教授)

特別講義 B 介護保険改定と高齢者支援の課題

服部万里子氏(服部メディカル研究所所長)

特別講義 C 無縁社会をつなぐコミュニティー施策

山崎丈夫氏(愛知学泉大学研究所)

参加費*市区議会議員 29000円/同 研究所個人会員 27000円
各回 町村議会議員 20000円/同 研究所個人会員 18000円

第29回 市町村議会議員研修会

11月10日(月)~11日(火)

in 大阪

人口減少時代のまちづくり

会場：チサンホテル新大阪(新大阪)

1日目●11月10日(月) 13:10~17:30

記念講演○人口減少時代のまちづくり

中山 徹氏(奈良女子大学教授)

特別報告○災害対策マニュアル(交渉中)

2日目●11月11日(火) 9:10~15:00

特別講義 A 「地方消滅」論を乗り越える 自治体の産業・雇用政策

保母武彦氏(島根大学名誉教授)

特別講義 B 地域交通の政策づくりの重要性と手法

土居靖範氏(立命館大学名誉教授)

特別講義 C 頻発する災害と自治体防災政策(交渉中)

*詳細は案内チラシをご請求ください。

企画*自治体問題研究所 主催*自治体研究社
TEL 03-3235-5941 / FAX 03-3235-5933
http://www.jichiken.jp / E-mail info@jichiken.jp